

令和6年度第7回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 令和6年10月10日(木)

招 集 場 所 米子市役所旧庁舎603会議室

開 会 午後1時30分

出席農業委員 1番 赤尾昇委員 2番 足立康雄委員 5番 木下壽美子委員 6番 木村静子委員

8番 小西淳一委員 9番 角力委員 11番 高橋敦美委員 13番 竹中誠一委員

14番 田子博康委員 15番 中本公平委員 16番 能登路幸輝委員 17番 船越真委員

18番 安井貴之委員 19番 米澤美憲委員

欠席議員 3番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員 7番 公本英夫委員 10番 関本五郎委員

12番 宅野真二委員

出席推進委員 廣東宣明委員 影嶋六郎委員 福田忠雄委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 大縄敬次委員

住田一行委員 大塚清徳委員 福長正樹委員 高尾和広委員 中西文子委員 松本裕三委員 本池実委員

大家保委員 尾坂宣雄委員 田中英省委員 高濱健委員

事 務 局 古橋事務局長 福田担当事務局長補佐 妹尾係長 道下係長 渡邊主事

傍 聴 人 無し

日 程 1 会長あいさつ

2 議事録署名委員の指名

3 議事

(1) 農地法各条申請審議等

ア 第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第3号 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づく農用地利用計画の一部変更に関

係る意見照会に対する回答について

エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について

オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (7) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (8) その他

議事開始 午後3時

議長（角会長）

それでは、第7回農業委員会総会を開きます。議事録署名委員について慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号1番の赤尾委員と議席番号5番の木下委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、泉農業委員、岩佐農業委員、

公本農業委員、関本農業委員、宅野農業委員の5名です。審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

5条別紙について訂正をお願いします。5条別紙の日付を令和6年10月に訂正をお願いします。また、議案番号71、73、74について加筆させていただいたものを机上に配布していますのでご確認をお願いします。

事務局（道下係長）

38ページの別紙を1枚、訂正分として付けています。10の36の面積について1279を1279のうち1278.86へ、10の37の面積について1447を1447のうち1446.71へ訂正をお願いします。また、3条の別紙の28番は贈与ではなく売買になりますので訂正をお願いします。

議長（角会長）

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは、4ページ、番号26の下郷から、番号31の河崎までと、5ページ、番号33の尾高について一括して審議します。番号32彦名町については、5条80番関連案件になりますので、最後に審議します。事務局から説明してください。

（事務局説明）

3条許可案件について説明いたします。場所について画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください。番号26番下郷の議案について説明いたします。下郷の申請地は、米子流通団地近くにあります田1筆と畑1筆の計1,067平方メートルの農地をこの度合意され、売買されるものです。

番号27番八幡の議案について説明いたします。五千石公民館の近くにありますが、田1筆802平方メートルの農地をこの度合意され、贈与されるものです。

番号28番の岡成の議案について説明いたします。岡成の申請地は、精進川の近くにあり、田1筆1,771平方メートルの農地を合意され、売買されるものです。

番号29・30番の夜見町の議案について説明いたします。夜見町の29・30番の申請地は、米子メガソーラーの近くにあり、田1筆と畑1筆の計594平方メートルの農地を合意され、売買されるものです。

番号31番の河崎の議案について説明いたします。市営河崎住宅団地の近くの畑1筆492平方メートルの農地を合意され、贈与されるものです。

番号33番の尾高の議案について説明いたします。淀江岸本線周辺の田3筆と畑1筆の計5,536平方メートルの農地を合意され、贈与されるものです。

3条許可案件は以上5件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（角会長）

番号26の下郷について、担当委員さんから補足があればお願いします。

木下農業委員

番号26番の議案について補足いたします。現地調査は10月7日に関本農業委員と2人で行いました。畑はきれいに耕作されており、

田んぼは売買が成立すれば自分がそれをするということでしたので問題はないと思います。

議長（角会長）

番号２７の八幡について、担当委員さんから補足があればお願いします。

住田推進委員

番号２７番の議案について補足いたします。現地調査は１０月４日に赤尾農業委員と２人で行いました。所有者である譲渡人は譲受人のおじにあたり、譲受人はこれまでも申請地の維持管理も行っており、引き続き水稻をするということです。許可について問題ないと思います。

議長（角会長）

番号２８の岡成について、担当委員さんから補足があればお願いします。

尾坂推進委員

番号２８番の議案について補足いたします。現地調査は１０月１日に木下農業委員と２人で行いました。譲渡人がすでに亡くなっておられ、相続財産清算人が代って申請をされています。何件か荒れた土地がまだあるが、今回は隣で水田をしている譲受人に売買をするというものになります。許可について問題ないと思います。

議長（角会長）

番号２９と３０の夜見町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

竹中農業委員

番号２９と３０番の議案について補足いたします。譲受人はこれから農業を少しずつしていきたいということで、家に近い田と畑を取得するものです。もともと管理機等は所持しているとのこと。許可について問題ないと思います。

議長（角会長）

番号３１の河崎について、担当委員さんから補足があればお願いします。

事務局（道下係長）

担当委員が欠席ですので、事務局から説明させていただきます。ご兄弟間での贈与になります。譲渡人が一括して農地を相続したため、一部を譲受人に贈与するものです。現地はすでに耕作されており、問題はないと思います。

議長（角会長）

５ページ、番号３３の尾高について、担当委員さんから補足があればお願いします。

木下農業委員

番号３３番の議案について補足いたします。現地調査は９月２９日に尾坂推進委員と２人で行いました。申請地の内１箇所は現在も譲受人が耕作していますので、許可について問題ないと思います。２箇所は荒地地になっていますが、改良区にお願いしている水路の改修が終われば耕作をするという話でした。許可について問題ないと思います。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

それでは番号３２の彦名について審議いたします。これは１２ページ議案番号８０の第５条第１項の規定による許可申請の関連議案となりますので、一括して審議します。まずは、事務局から説明をお願いします。

事務局（妹尾係長）

営農型太陽光について説明します。簡単なリーフレットからの写真をお手元にお配りしていますのでそちらもご覧ください。通常の太陽光発電施設との違いは、太陽光発電パネルの下で引き続きほ場で営農されるため、パネルの支柱部分のみの一時転用になります。地権者と耕作者、転用事業者が今回のようにそれぞれ異なる場合においては、３条の地上権設定と５条の支柱部分の一時転用ほかに、ほ場についての利用権設定が必要になります。３年の許可更新や同じ種類の作物の８割程度を確保することが要件になっています。５条一時転用については以上です。

事務局（道下係長）

設置者と耕作者が異なる場合に、地上権、空中にパネルを設置する場合に併せて３条の申請をする決まりになっています。添付資料に

については5条添付資料に替えることができます。申請書類を確認したところ特に問題はありませんのでよろしくお願いいたします。

議長（角会長）

担当委員さんから説明をお願いします。

高尾推進委員（担当委員説明）

3条の32番、5条の80番の議案について補足いたします。現地調査は10月4日に公本農業委員と2人で行いました。場所については画面をご覧ください。転用目的は、営農型太陽光発電施設を計画するものです。3年間を限度とし、太陽光パネルの支柱部分の転用をするものです。被害防除計画ですが、造成せず現況のまま利用します。雨水排水は地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接者同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。ここは西伯郡彦名村で抵当権が残っていますが、この抹消については米子市が行うことで確認が取れています。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

高橋農業委員

畑の耕作はそのままされるのでしょうか。

事務局（妹尾係長）

畑については利用権設定をされて、芝を耕作する計画となっています。

船越農業委員

5条の一時転用期間は3年間になっていますが、過ぎたらどうなるのでしょうか。

事務局（妹尾係長）

基本的には毎年更新のために、耕作の状況などの確認書類を提出いただきます。毎年きちんと耕作されている、同じ種類の作物の8割程度の採取を確保しているかどうかなど、毎年確認させていただき更新が可能だという計画となっています。更新後も一時転用期間は3年です。

議長（角会長）

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、抵当権の抹消を条件として、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、6ページ、議案第2号をお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは、7ページから8ページ、番号71の大崎について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

松本推進委員

71番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、義務教育学校建設のための地質調査のため一時転用を計画したものです。本件は、転用期間が許可日から令和7年2月28日までの一時転用の案件です。10月5日に角農業委員と現地確認を行いました。造成はせず現況のまま使用し、調査終了後は復元します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、県道米子環状線和崎かけはし通り沿いが概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当します。和崎かけはし通りに接していない部分が農振農用地に該当します。なお、農振農用地につき、米子市農林課への意見照会を行い、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、本案件は適当である旨の回答をもらっています。転用について問題はないと思われるので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、9ページ番号72の新山から、10ページ番号74の奥谷について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

福長推進委員

72番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。さきほど現地調査に行ったところで、場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。10月1日に岩佐委員と事務局の3人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ1.5メートルを設置します。雨水の排水について、自然流下後溜柵から農業

用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合同意を確認しております。土地改良区の該当は有りません。隣接土地所有者の同意につきましては一部同意がありませんが苦情等が出た場合は誠意を持って対応するとの事業計画が提出されております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

73番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、資材置場兼駐車場を計画したものです。10月1日に岩佐委員と事務局の3人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、最大120センチメートルの盛土造成を行い、擁壁を設置いたします。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水は敷地内溜桝から農業排水路へ排水する計画で問題ありません。隣接土地所有者の同意、実行組合の同意、四ヶ村堰土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

74番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。すでに資材置場になっているところの隣に新たに資材置場にするものです。転用目的は、資材置場兼駐車場を計画したものです。10月1日に岩佐委員と事務局の3人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、最大100センチメートルの盛土造成を行い、コンクリートブロックを設置いたします。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の排水はありません。隣接土地所有者の同意、実行組合の同意、四ヶ村堰土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

それでは、番号75の車尾南1丁目について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

廣東推進委員

75 議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、コンビニの駐車場拡張を計画したものです。9月29日に舩越農業委員と、現地確認を行いました。被害防除計画ですが、最大58センチメートルの盛土造成を行い、土羽打ち及び高さ1.2メートルのL型擁壁を設置いたします。雨水の排水について、敷地内溜桝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接土地所有者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設がある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、11ページ、番号76の両三柳について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄推進委員

76番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅・進入路を計画したものです。10月7日に泉農業委員と現地確認を行いました。造成計画については最高72センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、コンクリートブロックを設置します。雨水の排水について、雨水排水管から側溝へ流す計画で問題ありません。汚

水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地の該当はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

高橋農業委員

進入路部分の持ち分が1/6になっていますけれども、他の部分はどうなっていますでしょうか。

事務局（妹尾係長）

2カ月くらい前に、ここは4区画ありますが、残り3区画については転用の許可が終わっているということで、周りの家が他の区分を所有するというで話を聞いています。

高橋農業委員

進入路は十分に確保できるということでしょうか。

事務局（妹尾係長）

共有持ち分で、現地の写真の中にはすでにできつつある進入路、枠から左の部分がもうすでに進入路の工事にかかっておられる、共有持ち分で取得されると申請時間聞いています。

議長（角会長）

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

それでは、番号77の米原9丁目について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

大田推進委員

77番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、資材置場兼駐車場を計画したものです。10月3日に小西農業委員と事務局の3人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、最大120センチメートルの盛土造成を行い、土羽打ち及び高さ1.2メートルのL型擁壁を設置する計画です。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接耕作地はありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設がある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

それでは、１２ページ、番号７８と番号７９の彦名町について、一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

高尾推進委員

７８番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。１０月４日に公本農業委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用します。雨水の排水について、敷地内溜桝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は公共下水道に流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接耕作地はありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち２種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で５００メートル以内に２以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設がある農地で第３種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

７９番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、資材置場・駐車場の拡張を計画したものです。１０月４日に公本農業委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、最大２０センチメートルの盛土造成を行います。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接耕作地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第２種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

それでは、１３ページ、番号８１の高島について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

安井農業委員

８１番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、駐車場を計画したものです。１０月２日に森中推進委員と現地確認を行いました。造成計画については最高２０センチメートルの盛土造成及び最高３０センチメートルの切土造成を行います。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、概ね１０ヘクタール以上の規模の農地の区域内にある農地で、第１種農地に該当します。この度の転用案件は、第１種農地の不許可の例外にあたる「既存施設の拡張」の許可根拠に該当します。さきほどもみなさんで現地を確認した通り、駐車場として利用するには最適かと思います。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

それでは、番号８２の尾高について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

８２番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。画面を見ていただいたらわかりますが、荒れています。去年まで家が建っていました。その後空き家になり、今年の２月頃空き家を解体し更地にして売買する計画がありましたが、４２１平方メートルの内１００平方メートルの農地が残っているということで今回の申請をされました。造成計画については現状のまま利用します。その他、ブロックを設置します。雨水の排水について、溜枳後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、集落排水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の

同意を確認しております。土地改良区の該当はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

それでは、番号83の二本木・淀江町佐陀について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

能登路農業委員

農業委員の能登路です。83番の案件について担当委員さんからの説明の前に農業委員の皆様を知っておいていただきたいと思います。5月に農振解除の議案を提出されまして、農業委員会で審議され、県に進達したということです。9月3日から10月3日まで縦覧期間があり、10月4日から10月18日までは異議申立期間になります。今日は10月10日で、異議申立てができる期間なのに本農業委員会として議案として取り扱うのはおかしいのではないかと思います。異議申立期間が終わってから、5条議案として挙げていくのが筋であって、本日、議案として取り扱うのはおかしいと思います。皆様方もおかしいと思われると思いますが、事務局はなぜ本件を議案として挙げられたのでしょうか。

事務局（古橋局長）

説明させていただきます。今、能登路農業委員が言われた疑問はごもっともでございまして、農振除外の審議をしている段階から同じ疑問を持ちまして、どの段階で農地転用の申請を受け付けるべきかを県と県農業会議の両方に質問しておりました。能登路農業委員がおっし

やられる通り、異議申立期間が終わり、農振除外が決定してから受けるべきものではないかと思っていましたが、県から、取扱いとしては県の事前審査が終わった段階で、縦覧と並行して審議してよいとのことでした。同じく、農業会議からも事前審査が整えば、申請を受け付けて審議すべきということでした。なので、この度は、県の事前審査は終わっておりますので申請を受け付けて議案に載せた次第でございます。

能登路農業委員

そういたしますと、18日までに異議申立てができるわけですね。異議申立てがあった場合は、この83番について審議した場合、ここで審議した内容が何にもならないということになりますよね。

事務局（古橋局長）

おっしゃる通りでございます。

能登路農業委員

今日この場で審議するのではなくて、18日が過ぎて来月の農業委員会で審議してもいいのではないのでしょうか。私はそうと思いますが、皆さんどう思われますか。

事務局（古橋局長）

過去に同様の事例がありまして、事前審査後に審議していただいております。

能登路農業委員

18日過ぎてから来月の農業委員会にかけではダメでしょうか。何か支障があるのでしょうか。私は無いと思いますし、11月に延ばしてもよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

事務局（福田担当事務局長補佐）

補足をさせていただきます。農振除外の流れについて確認しましたところ、異議申立期間は10月18日に終了するのですが、そのあとに県で本協議をし、実際に確定してから市に情報が入ります。その後、市から確定の公告をいたしますので、総会にかけるとなるとさらに遅くなります。

能登路農業委員

別によいのではないのでしょうかそれでも。それなら全部決まってからやればよいのではないのでしょうか。ゆっくり考えて、きちんと書類ができて、きちっとなってからやっていけば何も問題ないのではないのでしょうか。

議長（角会長）

ただいまの能登路農業委員の意見について事務局から説明がありましたが、皆さんどうお考えでしょうか。意見があればお願いします。

高橋農業委員

私も能登路農業委員が言われるのが筋論だと思います。やはり異議申立期間が過ぎた段階で、補足で1カ月程度かかるとありましたけれ

ど、それは事務手続き上、法律上仕方のないことで、ここはやはり筋論として、能登路農業委員の言われるような対応をすべきだと思います。

議長（角会長）

いろいろ意見が出まして、皆さんの意見を総括しまして、異議申立期間が過ぎてからもう一度審議するというので、今回は審議を見送るということでいかがでしょうか。そういうことで皆さん了解をいただければ。今回は良い悪いではなく審議を見送るということでいかがでしょうか。皆さんの了解をいただければ、今回は審議を見送るということで、賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議長（角会長）

それでは今回は審議を見送るということで、異議申立期間が過ぎていないので審議はしないということでさせていただきたいと思います。

事務局（古橋局長）

すいません。今の結果について、それが正しい手続きかどうかを確認する必要があるかと思います。今日、たまたま県の西部農林局が来ておりますので確認させていただいてよろしいでしょうか。

議長（角会長）

それでは、県の答弁を確認してから判断したいと思います。準備ができるまでは次の議題に進んでおきましょう。

16 ページ、議案第3号をお願いします。農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用計画の一部変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき意見を求めます。それでは、17 ページ、番号1の赤井手について審議します。事務局から説明してください。

渡邊主事（事務局）

案件1について説明します。詳細は議案の通りです。西日本高速道路エンジニアリング中国株式会社は中国地方の高速道路の建設、補修、維持管理等を行っています。本申請地につきましては、現在は、業務に必要な車両の一部を米子インターチェンジ内の米子高速道路事務所敷地の本来のスペースではない場所に駐車しているため、危険や不便が生じています。出勤の緊急性、利便性及び特殊車両等の保管上のセキュリティを考慮し、米子インターチェンジ内の事業所の近接地を検討したところ、当該申出地は被害防除対策を徹底することで、周辺農地への影響も軽微であることから地権者、地元土地改良区の協力が得られました。以上のような状況であり、当該申出地を事業用駐車場として利用するため、農振農用地区域の変更申出があったものです。市の考えとしましては、当該申出地は、米子道の西側に隣接し、農用地区域変更後の集团的農用地の分断、土地利用の混在、担い手への利用集積への支障、隣接農地及び周辺の農業用施設への支障も軽微であり農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号で定められている要件を満たすため、農振農用地区域計画の変更もやむを得ないと判断しております。以上です。

議長（角会長）

担当委員さんから補足があれば説明をお願いします。

安井農業委員

ここは担い手への利用集積にあまり影響がないのですが、さきほどの淀江のところのように使い勝手のいい農地を農振除外してしまうのは極力避けていかないといけないと思います。この件については、差支えがないので、問題ないと思います。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、適当である旨回答することといたします。

続いて、20ページ、議案第4号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について、23ページ番号10-1と10-2を一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案のカッコ書き議案ページは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。23頁番号10-1は新規設定、番号10-2は再設定です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと、23ページの番号10-1と番号10-2を採決したいと思います。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、２５ページ、議案第５号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき意見を求めます。それでは、２６ページ番号１０－１から４２ページ番号１０－４８までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

議案２０ページ農用地利用集積等促進計画各筆明細について説明いたします。２６ページ番号１０－１から４２ページ番号１０－４８は、近隣は場の耕作者であるため権利の設定をするものです。ご審議よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと、まず、２６ページ番号１０－１から、４２ページ番号１０－４８までを一括して採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

事務局（古橋局長）

先ほどの５条の案件について、今回については審議できないということは致し方ないという回答でございました。県から説明していただきたいと思います。

西部農林局（妹尾局長）

西部農林局で局長をしております妹尾と申します。県の見解を説明して欲しいとのことでしたが、私自身が詳しく把握しておりませんので担当から説明させていただきますのでよろしくお願いします。

西部農林局（山本課長補佐）

農林業振興課の課長補佐をしております山本と申します。急だったので上手にご説明できるかわからないのですが、ポイントとしては農振除外がまだできていないという。

議長（角会長）

ポイントとしては、農振除外を県で審査してもらっているところで、異議申立期間がまだ終わっていないのにこの場で審議するのはおかしい、どうして今私たちがしないといけないか、ということを県から説明していただきたいと思います。

西部農林局（山本課長補佐）

事前にまだ農振除外が確定していない段階から農地転用の申請について、はたして申請を受け付けていいものかどうかは事前に事務局から相談を受けておりました。皆さんが思われているのは、まだ確定していないのになぜなのかと、我々も違和感を持ちましたので、改めて調査させていただきました。調査結果は、申請をしてもダメという根拠がない、という結論になりました。この事実を持って今回と同じような手続きのスケジュールを認めている県内の市町村もございます。そのあたりも確認させていただきました。農業会議も同じような判断であったとお聞きしています。

議長（角会長）

ということで、農業委員会としては、決定した段階でもう一度審議して許可を出すということで進めたいという皆さんの意見なので、県のほうもご了解いただけるかと思います。

西部農林局（妹尾局長）

農業委員会の決定を尊重しなければならないと思いますけれども、今、否という根拠を持っていませんので了解しました。

議長（角会長）

ということで皆さん、先ほど審議していただきましたように、決定しましてからもう一度審議しようということで進めたいと思いますのでよろしいでしょうか。

（賛成の声）

議長（角会長）

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（福田担当事務局長補佐）

報告いたします。45ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。46ページから47ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、3件を受理しています。次に、48ページから50ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、8件を受理しています。次に、51ページの非農地現況証明について、3件を証明しています。次に、52ページから53ページの農地転用現況確認書の交付について4件を交付しています。次に、54ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行なっている旨の証明について、2件証明しています。最後に、56ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、3件報告を受けています。報告は以上です。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（福田担当事務局長補佐）

次回の総会に関して、11月8日市役所4階401会議室におきまして、11月定例総会を開催予定としております。なお、バスによる現地確認がある場合、午後1時30分に農業委員のみなさんは本庁舎東側玄関にお集まりいただき、総会に出席される推進委員のみなさんは、午後2時30分に401にお集まりください。バスによる現地確認がない場合は、農業委員及び推進委員とも午後1時30分に401にお集まりください。次に、10月の農地相談会は令和6年10月21日午後2時から県公民館、令和6年10月23日午後2時から春日公民館となっております。

議長（角会長）

これを持ちまして、第7回農業委員会総会を終了します。

閉　　　会　　　午後4時30分